

【1頁目】

- 3行目：「確かに…」と始められていますが，何に対して「確かに」と論証を始めているのかが判然としません。構成に工夫の余地があります。試験においては，3行目から7行目はカットして，8行目以降の考察を行えば問題ありません。
- 8行目以降：条文の引用ができており，好印象です。あとは，鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律49条も引用できるとよいでしょう。
- 15行目から17行目：よく理解されています。
- 18行目～20行目：ここもよく理解されています。

【2頁目】

- 5行目：細かな話しですが，「…図ることにある。それゆえ，理由の提示として…」と区切るほうがよいでしょう。一文を短く区切る癖を付けているのが重要です。
- 6行目：ここも書けていますが，短く区切るようにしましょう。

<論述例>

……了知しうる程度を要する。

これを本件についてみると，本件不認可処分の通知書に書かれた理由は……。

規範を示したうえで，一旦区切るのが「法的三段論法」で書いていることを示すコツになります。読み手にどこからがあてはめなのかを一目瞭然になるように書くと，読み手のストレスが軽減されます。

- 11行目：「なお，」として検討されていますが，この点も論点になりますので，もう少し丁寧に考察するほうがいいでしょう。
- 16行目：「不確定概念が文言上あり」という表現は不自然です。「抽象的な要件を定めている」，「不確定概念が用いられている」などの表現にしましょう。
- 17行目：「専門」です。
- 18行目：「逸脱・濫用と認められる場合には当該処分は違法となる」などの表現にしましょう。
- 21行目～23行目：「審査基準はこの趣旨に沿った内容」という指摘はOKです。あとは，なぜ，「審査基準がこの趣旨に沿った」といえるかどうかを示すようにしましょう。この点は，事例研究77頁が参考になります。

【3頁目】

- 1行目～3行目：指摘しようとしている趣旨はいいと思いますので，もう一度表現を検討してみましょう。
- 6行目：「比例原則」というよりも「事実誤認」というべきではないでしょうか。
- 8行目～13行目：よく検討できています。
- 16行目：問題の所在は理解されています。あとは，具体的な日付を入れるとよいでしょう（本問では，採取期間が2017年7月24日とされている旨指摘しましょう。）。

- 18行目～22行目：問題の所在を理解してまとめることができます。

【4頁目】

- 3行目～8行目：OKです。
- 8行目「なお」以下：話しの内容が変わっているので改行しましょう。また、条文は、事前手続としての処分基準の策定・公表（12条）→処分しようとする場合の手続（13条）という順番で定めているので、その順番で検討するようにしましょう。
- 12行目：くせになってしまっていると思われませんが、「確かに」と始まっている部分について、何に関して「確かに」と考察されているのかが分かりにくくなっています。
- 17行目：「そうすると」で繋がっているでしょうか。また、裁量の論じ方について以下の【総評】を確認してください。

【総評】

＜裁量処分の論述の流れ＞

乙県知事のする認可の取消処分（同法26条）をすることの判断に、裁量が認められるかについて検討する。

同条は「...できる」という文言を用いている。その趣旨は、認可の取消処分の要否の判断は、専門的・技術的な判断が求められるため、乙県知事の裁量に委ねる点にある。そのため、乙県知事のする認可取消処分には裁量が認められる。もっとも、裁量が認められるとしても、その判断に逸脱・濫用が認められる場合には、当該処分は違法となる（行訴法30条）。

← 裁量の有無の認定を行います。その上で、本問の事情の検討に入っていきます。ここを明確に分けて考察するようにしましょう。

↓

これを本件についてみると、...（本問の事情を指摘したうえで）本件認可を取り消さなければならないほど重大な違法があったとはいえない。そうであるにもかかわらず、乙県知事は、本件認可取消処分を行っているため、違法の程度に比して均衡が取れていない処分が行われているといえる。それゆえ、本件認可取消処分は比例原則に違反している。

したがって、本件認可取消処分は、乙県知事に認められた裁量を逸脱・濫用したもものとして違法となるというべきである。

※ あくまでも「論述例」ですが、参考になさってください。